



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

○一般国道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………

雑報

○東京都職員共済組合組合会互選議員補欠選挙の結果……………（東京都職員共済組合）……………

○東京都職員共済組合組合会の招集……………（同）……………

告示

●東京都告示第七百十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区三田一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



【起点】座標値一覧

地点名	X座標	Y座標	地点名	X座標	Y座標
起点1	-38309.847	-8600.965	起点10	-38431.175	-8619.712
起点2	-38323.459	-8630.231	起点11	-38426.862	-8583.157
起点3	-38322.475	-8611.835	起点12	-38421.197	-8600.650
起点4	-38322.992	-8605.917	起点13	-38394.226	-8585.821
起点5	-38385.146	-8656.269	起点14	-38394.701	-8582.216
起点6	-38348.401	-8665.120	起点15	-38393.265	-8572.813
起点7	-38353.476	-8602.030	起点16	-38252.541	-8631.881
起点8	-38378.122	-8594.515	起点17	-38385.965	-8572.553
起点9	-38376.678	-8605.801	起点18	-38405.694	-8661.385

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

別図

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨: 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第1225号で指定した区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第219号で指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

【格子の回転角度】

起点1: 3度54分14秒	起点10: 9度50分38秒
起点2: 85度40分43秒	起点11: 11度24分44秒
起点3: 5度17分22秒	起点12: 8度54分59秒
起点4: 4度45分54秒	起点13: 6度39分18秒
起点5: 15度8分37秒	起点14: 6度36分21秒
起点6: 5度47分4秒	起点15: 10度19分23秒
起点7: 6度53分41秒	起点16: 89度30分50秒
起点8: 6度52分7秒	起点17: 32度14分6秒
起点9: 7度17分40秒	起点18: 8度57分71秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百十五号

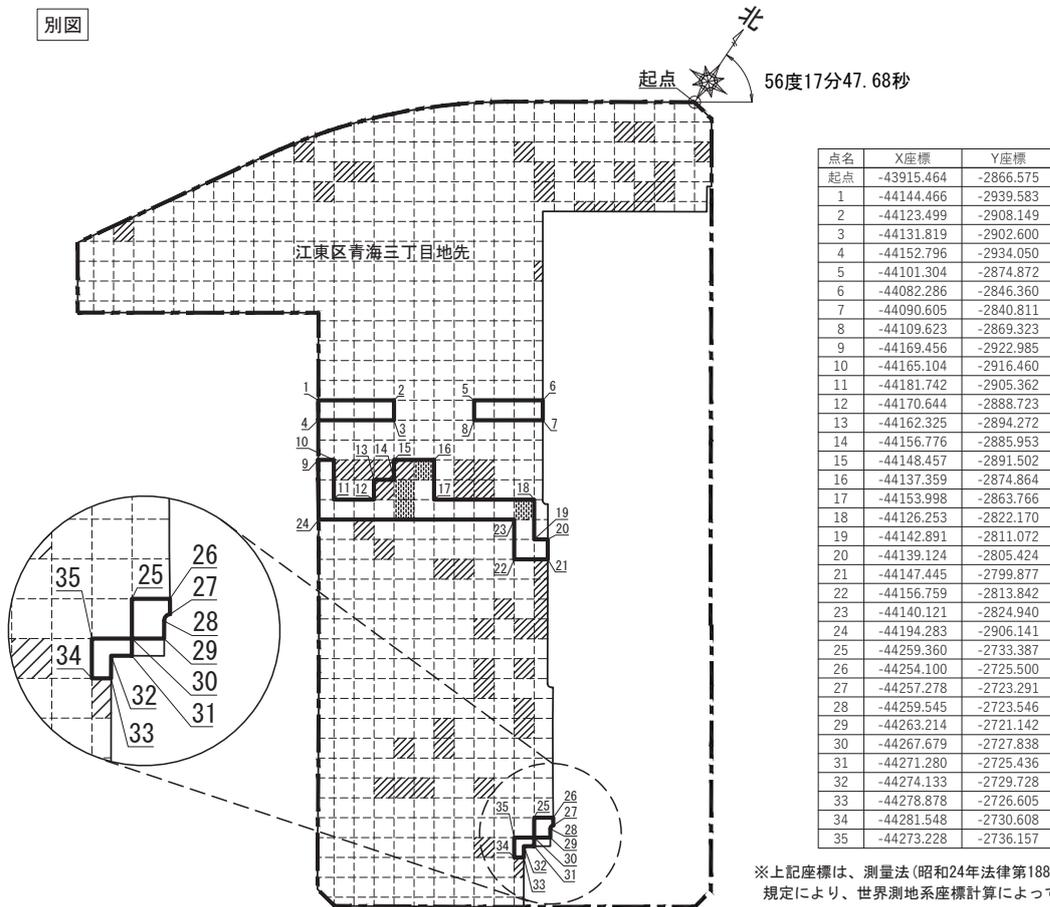
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区青海三丁目地先地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八條第五項第十二号に該当する。

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 全体調査範囲
 - : 今回調査範囲
 - : 事業敷地
 - : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域) (規則第58条第5項第12号に該当する区域)
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第619号により指定した区域) (規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】

起点は、対象地最北端の座標値 (X=-43915.464 Y=-2866.575) とする。

【格子の回転角度(56度17分47.68秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

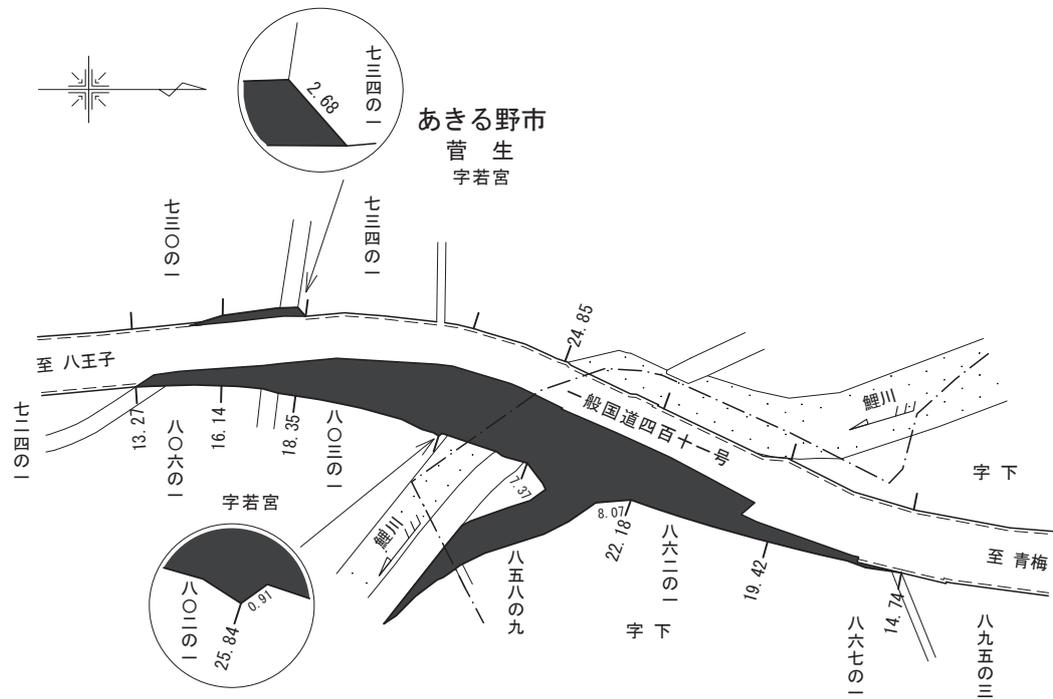
●東京都告示第七百十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和六年六月十三日から起算して二週

別図

一般国道四百一十一号区域変更略図
 あきる野市菅生地内



延長 一八二・一七メートル
 面積 二、〇〇九・五三平方メートル



間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和六年六月十三日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名 四百一十一号
 二 変更の区間 あきる野市菅生字若宮七百二十四番一地

三 変更の概要 先から同市菅生字下八百九十五番三地先まで
 別図表示のとおり

雑報

東京都職員共済組合組合互選議員補欠選挙の結果について

令和六年五月二十四日に執行した東京都職員共済組合組合互選議員補欠選挙に次の者が当選したので、東京都職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日公告）第十六条第二項の規定に基づき公告する。

令和六年六月十三日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

選挙区	定数	当選人氏名	所属
第三区	一	山本陽太	東京消防庁人事部厚生課

東京都職員共済組合組合の招集について

令和六年度第一回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和六年六月十三日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

- 一 日時 令和六年六月二十五日 午後三時十五分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室
- 三 議事 第一号議案 令和五年度決算について
第二号議案 箱根路開雲の利用料金の改定について



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051